

## 後期高齢者医療制度

# 新しい保険証を7月3日に発送します

## ～8月1日から保険証の大きさがカードサイズに変わります

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562へ。

新しい保険証(オレンジ色)は簡易書留でお送りします。届き次第、新しい保険証の住所・氏名等の記載内容をご確認ください。

入院等で自宅にいない方は、お渡しできない可能性が高いため、お早めに高齢者医療担当課へご連絡ください。また、7月26日(日)までに保険証が届かない場合もご連絡ください。

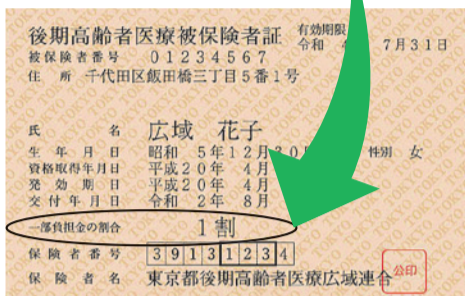
現在お使いの保険証(青竹色)は、8月1日(土)以降に破棄していただくか、高齢者医療担当課にお返しください。



### 8月からの医療費の自己負担割合

令和元年中の所得に基づく令和2年度の住民税の課税状況で決まります。

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、令和2年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「1割」、いる場合は「3割」です。



新しい保険証  
自己負担割合は囲み部分に記載しています

#### ◎収入による特例

自己負担が3割で、令和元年中の収入が「収入の基準額(※)」に該当する場合は、申請(基準収入額適用申請)により「1割」負担となります。該当すると思われる方には、6月22日に「基準収入額適用申請書」を発送しました。7月8日(水)までに申請してください。「基準収入額適用申請書」をお送りした方の保険証は7月15日(水)に発送します。

※収入の基準額…同じ世帯の後期高齢者医療被保険者が▶1名の場合は383万円未満(70歳～74歳の方が同じ世帯にいる場合は収入の合計が520万円未満)、▶2名以上の場合は収入の合計が520万円未満

### 自己負担割合1割で世帯全員が住民税非課税の方へ

医療機関等で支払う金額がより低額な自己負担限度額までとなるほか、入院時の食事代が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課へ申請してください。すでに交付を受けていて令和2年度も対象となる方には、申請がなくても、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」を7月16日(木)に発送します。

### 自己負担割合3割で同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が690万円未満の方へ

医療機関等で支払う金額がより低額な自己負担限度額までとなる「限度額適用認定証」を交付します。該当する方は、高齢者医療担当課へ申請してください。すでに交付を受けていて令和2年度も対象となる方には、申請がなくても、新しい「限度額適用認定証」を7月16日(木)に発送します。

### 新型コロナウイルス感染症の影響で延長された期間に確定申告をした場合 今回お送りする負担割合や適用区分を変更することがあります

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、所得税の確定申告期限が1か月延長されました。当該延長期間内(3月17日～4月16日)に確定申告をした方がいる世帯の場合、今回お送りした「保険証の自己負担割合」と「減額認定証や限度額適用認定証の適用区分」を変更する場合があります。

今後、令和2年度住民税課税所得が決定し、自己負担割合(1割または3割)に変更があった場合は、変更後の保険証を交付します。また、適用区分に変更があった場合は、減額認定証や限度額適用認定証の差し替え、または返却のお知らせをします。変更前の保険証や減額認定証・限度額適用認定証を使用した場合、差額分の納付や払い戻しの手続きをお願いすることがあります。

### 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方へ

## 新型コロナウイルスに感染した方等に傷病手当金を支給します

### 該当する方は電話連絡の上申請を

支給を受けるためには申請が必要です。

【対象者】給与等の支払いを受けている被保険者で、新型コロナウイルスに感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われるため、労務に服することができず、給与等の支払いの全部または一部を受けることができなくなった方

【適用期間】令和2年1月1日から9月30日の間で療養のために労務に服することができない期間(入院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

【支給対象となる日数】労務に服することができなくなった日から起算して3日(※1)を経過した日から労務に服することができない期間(※2)のうち就労を予定していた日

※1…連続した3日後の4日目以降の日数が支給対象

※2…有給休暇や休業手当などの補償が受けられる日は対象外

【支給額】(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)×(3分の2)×支給対象となる日数

#### 申請方法・問合せ先

▶国民健康保険…所定の申請書等を原則として郵送で医療保険年金課国保給付係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。個別に詳細をご案内するため、申請前に電話で同係にお問い合わせください。申請書等は新宿区ホームページから取り出せるほか、電話で同係へご請求ください。

▶後期高齢者医療制度…所定の申請書を郵送で東京都後期高齢者医療広域連合保険課給付係「傷病手当金」担当(〒102-0072千代田区飯田橋3-5-1、東京区政会館16階)へ。問い合わせは「広域連合お問合せセンター」☎0570(086)519・PHS・IP電話の方は☎03(3222)4496(いずれも土・日曜日、祝日等を除く午前9時～午後5時)へ。申請前に電話で同センターにお問い合わせください。申請書は同連合ホームページ(<http://www.tokyo-ikiiki.net/easynavi/kyufu/1001351.html>)から取り出せるほか、電話で同センターへご請求ください。区高齢者医療担当課(本庁舎4階)でも配布しています。

【区の担当課】区高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562

### 学生や失業等で国民年金のお支払いが難しい方へ

## 国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例の活用を

本人・配偶者・世帯主それぞれの所得が国の定めた基準内の場合や、失業等の理由がある場合、保険料が免除・猶予される制度があります。

保険料の免除などが承認された期間は、年金受給の資格期間になります。申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請ができます。保険料は未納のままにせず、ご相談ください。

#### ●免除制度

本人・配偶者・世帯主の所得が一定額以下の場合に全額または一部免除になります。

#### ●納付猶予(50歳未満の方が対象)と学生納付特例

本人と配偶者の所得、学生納付特例は本人の所得で審査します。承認された期間は、老齢基礎年金の受給額に反映されません。

#### ●新型コロナウイルス感染症による臨時特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方の令和2年2月分以降の保険料の免除を申請できます。免除できる期間等詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】区医療保険年金課年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338、新宿年金事務所(大久保2-12-1) ☎(5285)8611へ。

### さまざまな地域活動団体の取り組みを応援します

## 第2回地域コミュニティ事業助成金の活用を 申請受付期間を9月30日まで延長しています

区民主体の地域活動団体の取り組みを支援し、地域コミュニティの活性化や絆づくりを推進しています。

新型コロナウイルス感染症の影響等で通常の受付期間内(5月31日まで)に申請できなかった団体があることを踏まえ、受付期間を9月30日(水)まで延長しています。

※申請期限は事業実施日の3週間前までです。

※期限間際の申請は、事業実施日までに助成金の交付が完了しない可能性があります。時間にゆとりをもって申請してください。

【対象団体】▶町会・自治会、地区町会連合会、地区協議会、またこれらいずれかの団体を含む実行委員会、▶地域活動団体やNPO法人等(要件あり)

【対象事業】令和3年3月31日(水)までに実施する次のいずれかの事業

▶地域全体の課題解決、▶安全安心なまちづくり、▶地域交流の促進

【助成金額】原則として助成対象経費の4分の3(1事業につき上限10万円)

【申込み】事前予約の上、所定の申請書を事業を実施する地域の特別出張所(特別出張所所管区域外は地域コミュニティ課コミュニティ係(本庁舎1階) ☎(5273)4127)へ。詳しくは、新宿区ホームページのほか、各特別出張所・同係で配布している募集要項をご覧ください。